夜間中学設置推進・充実協議会におけるこれまでの主な意見

(1) 夜間中学の設置促進

- 形式的なニーズ調査では把握は困難であり、<u>夜間中学を設置す</u> ることが希望者の掘り起こしにつながる。
- ニーズ調査実施に際し、夜間中学の認知度を上げることが必要。
- 潜在的ニーズを持つ者の掘り起こしには、<u>子供の貧困対策に取</u>り組む NPO 法人等との連携も有効。
- 首都圏や大都市と異なり、地方では設置場所によって通学が困 難な者が生じることを考慮する必要。
- <u>自治体における夜間中学の担当課・担当者を明確にすることも</u> 有効。

(2) 既設の夜間中学の教育活動の充実等

- ①高齢の義務教育未修了者
 - 高齢の生徒は重い疾患のある生徒もおり、<u>養護教諭の必要性は</u> 高い。
 - <u>エレベーターなどの設備</u>がないと、車いすの希望者を断らざる を得なくなる。

②入学希望既卒者

● 不登校等による入学希望既卒者の中には、<u>心のケアを必要とする者も多い</u>。

③外国人

- 外国籍の生徒が約8割を占める中、<u>日本語指導をどのように行</u>っていくかが課題。
- 地域によって日本語指導に関する取組や予算に差があるのが現状。
- 日本語指導ができる教師の確保が難しい。

④教職員体制 (養護教諭、SC、SSW を含む)

- <u>現在の教職員定数の枠では多様な生徒一人一人に対応した指導</u>ができない。夜間中学に特化した加配措置が必要。
- 自治体の<u>単費で日本語指導の教員や非常勤講師などを措置</u>しているが、今後の外国人や入学希望既卒者の増加に対応するため

には、指導・運営体制の拡充が必要。

- 発達障害等を有する生徒もいることから、<u>養護教諭の配置について国として整備できないか検討が必要</u>。
- <u>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に</u> ついても検討が必要。
- 勤務時間の特殊性から夜間中学での勤務を希望する教師が少な く、技量をもった教師の確保や外部人材の活用が課題。

⑤経済的支援、給食

- <u>学齢経過者は国の就学援助の対象となっておらず</u>、自治体が独 自に措置しているため、財政力により格差が生じていることが 課題。国による整備が必要。
- 通学費用について自治体によって支給状況に差がある。
- 給食は教育活動の一環。夜間に通ってくることも考えると必要。

(3) 他市町村からの受入れ

- 他市町村からの受入れについて<u>応分負担を求めることもあり得る</u>が、地方財政措置されている経費もあり、県が調整役を担っているものの、市町村間の調整が難しい。
- 区市をまたいだ生徒の受入れについて整理が必要。

(4)協議会の設置

- 全国的な設置状況を踏まえて、<u>協議会の設置を努力義務化すべき</u>ではないか。
- 協議会への参画を通じて、<u>教育委員会と自主夜間中学等の関係</u> 者の連携を図ることが必要。

(5) 広報活動の推進

● 国において政府広報を活用するなどして<u>全国的な広報を検討す</u> べき。

(6)自主夜間中学等

- <u>夜間中学のない地域</u>においては、<u>中卒認定試験を目指す外国籍</u> <u>の学齢経過者</u>がいるが、<u>民間の学びの場への交通費などの問題</u> で挫折する者も多い。
- <u>自主夜間中学</u>においては<u>スタッフや生徒が定着しない</u>。スタッフの確保が課題。